

函 福 監

令和7年(2025年)5月29日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

○指定介護老人福祉施設の指定の一部の効力の停止について

(保健福祉部指導監査課)

指定介護老人福祉施設の指定の一部の効力の停止について

社会福祉法人恵山恵愛会が設置している「特別養護老人ホーム恵楽園」について、本市が令和6年3月15日から令和7年3月7日まで実施した監査の結果、介護保険法第92条第1項第4号に該当する事実が認められたため、令和7年5月29日付けで次のとおり指定の一部の効力を停止する処分を行った。

1 処分の対象となる事業者名等

- (1) 事業者名 社会福祉法人 恵山恵愛会
- (2) 代表者名 理事長 菅 龍彦
- (3) 事業所名 特別養護老人ホーム恵楽園
- (4) 事業所所在地 函館市柏野町117番地
- (5) サービス種別 介護老人福祉施設
- (6) 指定年月日 平成12年4月1日

2 指定の一部の効力の停止期間および内容

令和7年7月1日から令和7年12月31日までの6か月間、新規利用者の受入停止とする。

3 処分の理由および根拠法令

(1) 人格尊重義務違反（介護保険法第92条第1項第4号）

ア 少なくとも令和5年1月頃から令和5年12月25日までの間、少なくとも22名の職員が入所者6名に対し、ベッドを柵で囲んで行動を抑制し、緊急やむを得ない場合以外の身体的拘束を行う身体的虐待を行った。

イ 少なくとも令和4年8月頃から令和5年12月25日までの間、少なくとも24名の職員が入所者2名に対し、腰部にタオルケットやシーツ等を巻き付けて行動を抑制し、緊急やむを得ない場合以外の身体的拘束を行う身体的虐待を行った。

4 処分に至る経過

令和6年 3月 8日	事業者から事故報告書の提出
令和6年 3月15日 ～令和7年 3月 7日	監査の実施
令和7年 5月 8日	不利益処分にあたり、行政手続法第13条の規定に基づき聴聞を実施
5月29日	処分通知
7月 1日 ～12月31日	指定の一部の効力の停止（新規利用者の受入停止6月）